

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

○東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課……………）

○公共測量の実施……………（都市整備局都市基盤部調整課……………）

○公共測量の終了……………（同……………）

○都営住宅の廃止……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課……………）

○都営住宅の使用料の変更……………（同……………）

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同……………）

○都営改良住宅の使用料の変更……………（同……………）

○東京都地域特別賃貸住宅の使用料の変更……………（同……………）

○東京都特定公共賃貸住宅の使用料の変更……………（同……………）

○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同……………）

○建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課……………）

○建築基準法による道路位置の指定の変更……………（同……………）

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課……………）

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関の認定……………（環境局地球環境エネルギー部総量削減課……………）

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………

……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課……………）

○鳥獣捕獲等事業の変更認定……………（環境局自然環境部計画課……………）

○救急医療機関の認定……………（福祉保健局医療政策部救急医療課……………）

○都道の区域変更（三件）……………（建設局道路管理部路政課……………）

○東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………（港湾局港湾経営部経営課……………）

告示（公）

○運転免許取得者教育の認定取消し……………

公 告

○土地区画整理組合の理事の辞職及び就任……………（都市整備局市街地整備部区画整理課……………）

規 則

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

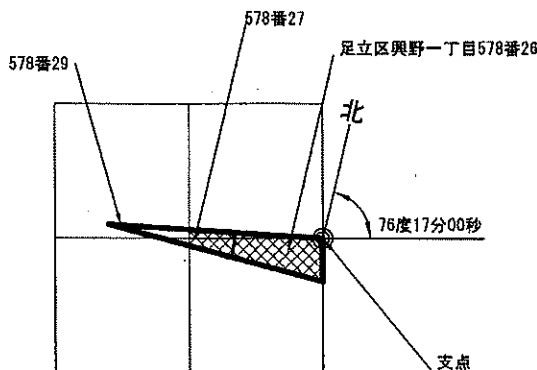
●東京都規則第四百五十五号

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（昭和四十九年東京都規則第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「長期譲渡所得の金額、同法」を「長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条第一項、第三十五条第二項、第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法」に、「短期譲渡所得の金額、同法」を「短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、足立区興野一丁目578番26の最北端とする。

【格子の回転角度(76度17分00秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十四号

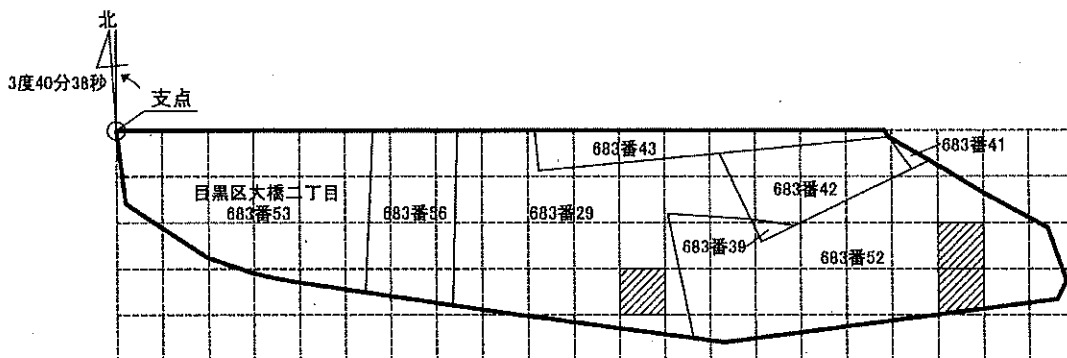
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(目黒区大橋二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

支 点

支点は、目黒区大橋二丁目683番53の最北端とする。

格子の回転角度 (3度40分38秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十五号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (府中市東芝町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)………
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)………
- 都道の区域変更(二件)……………
- ………(建設局道路管理部路政課)………
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………
- ………(建設局道路管理部監察指導課)………
- 都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況の公表……………
- ………(総務局行政部振興企画課)………

告示

●東京都告示第百五十八号
 東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定

する。

平成三十一年二月十五日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二八五	雑誌	ジュネットコミックス 354	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二八六	雑誌	ジュネットコミックス 355	同上
		ピアスシリーズ543	
		極道ポルノ	
		四七七〇〇一三〇	
		ジュネット株式会社	

●東京都告示第百五十九号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下「法」という。第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十一年一月二十九日	東村山市青葉一丁目二十番二十二、同番二十二地先及び同番五十一	延長 一〇・〇〇 幅員 四・八二

東京都告示第百六十号

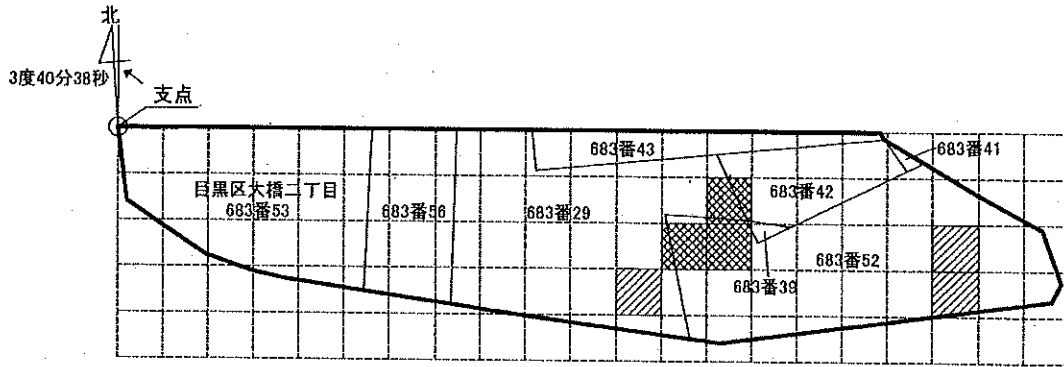
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(目黒区大橋二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)以下「規則」という。(第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物)
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡 例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)

形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第1624号により指定した区域)

支 点

支 点 は、目黒区大橋二丁目683番53の最北端とする。

格子の回転角度(3度40分38秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百六十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区本木二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物